

広島県告示第509号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成28年8月12日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県広島市安佐南区緑井二丁目26-1 西日本高速道路株式会社中国支社 支社長 北村弘和
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市吉和半坂451-6 中国自動車道 吉和サービスエリア

2 申請の内容

排水口を1か所廃止し、新たに1か所設置するとともに汚水等の処理の方法を変更する。

(1) 汚水等の処理の方法

種 類		変更前	変更後
		汚水処理施設	
工期等	工事着手予定年月日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着手後直ちに
	使用開始予定年月日		完成後直ちに
使用の方法	排出水の排出方法	総合排水口から鍛冶屋川を経て太田川へ排出	新総合排水口から幡瀬川を経て太田川へ排出

(2) 排出水の汚染状態

(その1) 総合排水口の廃止

(その2) 新総合排水口の設置

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成28年8月12日から平成28年9月2日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境政策課